

○ 平成 22 年 10 月施行

- ・一定用途の建築物（床面積 2,000 m²以上）に設置するエレベーターのかごの幅を 140 cm 以上と改正。
- ・バリアフリー法によりオストメイト対応設備の設置が義務化されている建築物については、汚物流しの設置の追加。
- ・建築物に案内板を設置する場合は、多機能便所の位置に加え、エレベーターなどの昇降機、車いす使用者用駐車区画の位置を表示することを追加。
- ・公共交通機関の施設に設置するエスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置を義務化。
- ・公共交通機関の施設の移動円滑化経路と、多機能便所との間の経路は 1 以上を移動円滑化が図られた経路とすることを義務化。
- ・公共交通機関の施設のオストメイト対応設備に、汚物流しの設置を追加。
- ・公共交通機関の施設において、自動改札機を設ける場合は、その自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示することを追加。
- ・鉄道車両のプラットホームにおいて、発着するすべての鉄道車両の乗降口が一定しており、鉄道車両を一定の位置に停止させることができる場合は、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けることを追加。
- ・歩道の車道等に対する高さについて 5 cm を標準とすること（セミフラット）及びバス停車帯における歩道の高さは 15 cm を標準とすることを明記。

○ 平成 25 年 4 月施行

- ・県道の「特定道路」、県営の「特定公園施設」について、関係規定を整備。

○ 平成 29 年 4 月施行

- ・「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）」が施行されることに伴い、整備基準（別表第 2 第 1）等に義務教育学校を追加。

○ 令和元年 7 月および 10 月施行

- ・工業標準化法の改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改正。
- ・バリアフリー法改正に伴い、鉄道駅のプラットホームにおける視覚障がい者の転落を防止するための設備として、内方線付き視覚障がい者用誘導ブロックの規定を追加。
- ・バリアフリー法の改正に伴い、客室の基準を改正。

○ 令和 3 年 4 月 1 日施行

- ・バリアフリー法の改正に伴い、2,000 m²以上の公立小中学校等の整備基準を改正。あわせて 2,000 m²以上の公立高等学校も同様の基準に改正。
- ・様式を改正し、押印を廃止。

(2) 整備基準適用箇所一覧 【建築物】

対象施設		1	2	3	4 商業施設						
		官公庁施設	医療施設	社会福祉施設	金融機関	娯楽施設	展示施設	物品販売施設	飲食施設	サービス施設	遊技施設
整備事項	事前協議が必要な規模 (m ²)	すべて	すべて	すべて	すべて	100	100	100	100	100	500
1 出入口	廊下、その他これらに類するもの	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2 廊下等	情報提供できる場所までの視覚障がい者用誘導ブロック等又は音声による誘導装置等	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1, 2	◎ ※1, 2	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1
	傾斜路の上端等に設置する点状ブロック等	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3, 4	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3, 4	◎ ※3, 4	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3
3 階段	階段（踊り場を含む）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	階段の上端等に設置する点状ブロック等	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※4, 5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※4, 5	◎ ※4, 5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※5
4 昇降機：2以上の階を有するもので、用途面積が2,000m ² 以上の場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 便所	多機能便所	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8
	手すり付き腰掛便座	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	手すり付き床置式等小便器	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	カウンター式又は手すり付き洗面器等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	乳幼児用いす等	●	●	● ※9	●	●	●	●	●	●	●
	乳幼児ベット等	●	●	● ※9	●	●	●	●	●	●	●
	オストメイト設備（汚物流し、表示）	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10
6 敷地内通路	敷地内の通路	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	車路、段、傾斜路を注意喚起するための点状ブロック	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※2, 11	◎ ※2, 11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11
	道等から出入口までの視覚障がい者用誘導ブロック	● ※12	● ※12	● ※12	● ※12	● ※12	● ※2, 12	● ※2, 12	● ※12	● ※12	● ※12
7 駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 浴室：医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、公衆浴場で、用途面積が1,000m ² 以上の場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9 更衣室・シャワー室：体育施設で、用途面積が1,000m ² 以上の場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10 客室：客室が50室以上ある場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
11 授乳場所等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
12 観覧席・客席：固定式の観覧席等を設ける場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
13 カウンター等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 改札口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 避難設備：自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 案内板	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 努力義務	ひさし又は屋根	△：公共的施設の出入口、車いす駐車区画並びに車いす使用者駐車区画に至る敷地内通路には、必要に応じて、ひさし又は屋根を設けること。									
	ローマ字、絵の案内	△：案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること。									

※1：ただし書により「直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。」としています。

※2：ただし書により、自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設は、設置が免除されています。

※3：ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

※4：ただし書により、入所型の社会福祉施設、保育所については、設置が免除されています。自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設も、ただし書きにより設置が免除されています。

※5：ただし書により、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、設置が免除されています。

※6：用途面積2,000m²以上の公立小中高等学校等と特別支援学校が設置の対象です。